

# 「あ・い・ち」を築く5つの分野の具体的取組

## 1 生涯を通じた健康づくりの推進と自立を支える福祉環境の構築

### (1) すべての県民に健康を

#### ア 生涯を通じた健康づくりの推進

##### 現状・第3期実施計画の評価

市町村で実施している乳幼児健康診査については、毎年、約95%の高い受診率を維持しており、県では健康診査結果の分析・評価を行い、市町村への情報の還元と助言をすることにより、さらに効果的な乳幼児健康診査の実施に向けた支援を続けています。

学校において保健教育・保健管理が適切に行われるよう学校保健会との連携の促進を図っています。

労働者への心とからだの健康づくり(トータル・ヘルス・プロモーション・プラン=THP)の促進を図るため、産業保健関係者との連携を図っています。

あいち健康プラザでは、健康状態と生活習慣の両面から健康度をチェックし、一人ひとりに適した健康づくりを提供しています。また、児童・生徒への健康知識の普及に向けて小中学校の健康教育・総合学習等に連携した教育プログラムの実践や職場における健康保持増進活動を支援するための企業との連携を図るなど、県民の健康づくりを動機づけから実践指導まで総合的に支援しています。

「老人保健法」の「高齢者の医療の確保に関する法律」への改正に伴い、それまでの「基本健康診査」にかわり生活習慣病予防のため、医療保険者が実施する「特定健康診査・特定保健指導」の円滑な推進ができるように支援しています。

##### 基本方針

県民一人ひとりが健康づくりに関する自己管理能力を高めるよう、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、壮年期、老年期の各ライフステージに応じた健康課題に対する知識の普及啓発及び生活習慣の改善を推進します。

県民の健康度評価、健康づくりの実践指導、研究開発を行うあいち健康プラザの機能を十分活用して、県民一人ひとりにあった効果的な健康づくりの実践活動を支援していきます。

糖尿病等の生活習慣病有病者や予備群を減少させるため、医療保険者が実施する内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を支援していきます。

##### 平成22年度までの目標

市町村において実施される乳幼児健康診査の受診率を維持し、疾病や異常の早期発見と予防及び健全な発育・発達を促せるよう支援していきます。

学校における保健教育、保健管理がより適切に行われるよう、学校関係者と保健関係者の連携を図っていきます。

心身両面にわたり労働者が健康で安心して働ける職場の実現のため、産業保健関係者と連携を図り、心とからだの健康づくりを推進していきます。

あいち健康プラザでは、健康状態と生活習慣の両面から健康度をチェックし、一人ひとりに適した健康づくりを提供していきます。児童・生徒へのさらなる健康知識の普及に向けて小中学校の健康教育・総合学習等との連携を図るとともに、職場における健康保持増進活動を支援するため企業との連携を図ります。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群を減少させるため、医療保険者が策定した「特定健康診査等実施計画」の進捗状況を把握し、先進的・効果的な取組事例の情報を医療保険者に対して提供するなど、健診実施率や保健指導実施率の向上に向けた支援を行います。

特定健康診査・特定保健指導を行う医師、保健師及び管理栄養士等の人材を育成するため研修会を開催します。また、特定健康診査・特定保健指導データを分析評価し研修内容に反映することにより人材の資質向上を図るとともに、分析結果を医療保険者にフィードバックして、保健事業に活用できるよう支援を行います。

#### 主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事 業 内 容
特定健康診査・特定保健指導の実施率	医療保険者		平成 24 年度 までの目標  特定健康診査 70% 特定保健指導 45%	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入した特定健康診査・特定保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病有病者や予備群を減らす。

#### 用語説明

##### 【トータル・ヘルス・プロモーション・プラン＝THP】

厚生労働省が推進する労働者の健康保持増進のための「心とからだの健康づくり」プラン。

##### 【あいち健康プラザ（あいち健康の森健康科学総合センター）】

県民の健康づくりを動機づけから実践指導までを総合的に支援する4館からなる複合施設で、「あいち健康の森」の中心的施設として、「健康開発館」で適切な健康づくりを実践し、「健康科学館」で健康の大切さや生命の不思議を体験し、「健康宿泊館」では交流やくつろぎの間を提供し、「健康情報館」で健康に関する知識・情報を身につけることができる。

所在地 〒470-2101 知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1

電 話 0562-82-0211（代表）

FAX 0562-82-0239 ホームページアドレス <http://www.ahv.pref.aichi.jp/>

交 通 J R名古屋駅から東海道本線大府駅まで13分、

J R大府駅西口から知多バスで12分「あいち健康プラザ」下車

名古屋の中心部から名古屋高速道路・知多半島道路を經由して自動車約30分（大府東海ICから約10分）

##### 【健康度評価】

現在の健康状態と日ごろの生活習慣をメディカル、運動、栄養、休養の各部門から総合的に評価すること。

### 【特定健康診査・特定保健指導】

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から、医療保険者による「特定健康診査」・「特定保健指導」が実施されている。

糖尿病等の生活習慣病有病者や予備群を減らすため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入し、保健指導を必要とする者を抽出するための健診（特定健康診査）を行い、健診受診者を対象に、生活習慣病のリスクに基づく必要度に応じ、階層化された保健指導（特定保健指導）を実施する。

## イ 生活習慣の見直し

### 現状・第3期実施計画の評価

糖尿病対策については、糖尿病予防の普及・啓発や検診受診等の促進を図るため、保健医療機関のネットワーク体制の整備に努めています。

平成20年度からは、従来から普及に取り組んでいる飲食店における栄養成分表示に加え、平成20年度から食育や健康に関する情報を提供する施設を「食育推進協力店」として登録して、県民のバランスのとれた食生活を応援する食環境整備を実施していきます。

県民の疾病別死因の第1位であるがんについては、その罹患状況を把握するために「がん登録事業」を実施しており、また予防に関する知識の普及と早期発見のための検診が実施されています。

また、市町村の行うがん検診受診率については、概ね横ばいに推移しているものの、すべてのがん検診の受診率において目標の達成に至りませんでした。そのため、未受診者に対する個別の受診勧奨や年齢で区切った節目検診の実施など、受診率の向上に向けた市町村の取組を支援しています。

循環器疾患については、発症と生活習慣が深く関わっていることを、県民が理解できるようホームページなどで周知に努めています。

歯科保健対策については、生涯おいしく食事ができるよう8020運動を推進しています。歯を失う二大原因として「むし歯」と「歯周病」がありますが、むし歯を予防するための一つ的手段として集団でのフッ化物の応用を推進し、歯周病については成人の多くがすでに歯周病であるため、有病者の重症化予防に取組み、8020を目指しています。

フッ化物洗口を実施している小学校数は260校（平成19年度末）で、年度計画を上回っており、第3期実施計画の目標に達することはほぼ確実ですが、市町村により取組状況は異なるためフッ化物洗口のさらなる普及とその取組の定着に向け、より一層の理解を深めるための基盤整備に努めています。

平成17年3月にたばこ対策をより総合的に推進するため「愛知県たばこ対策指針」を策定し市町村や関係機関・団体等にこの指針を周知することにより、たばこ対策を一層強力に推進しています。

### 基本方針

「健康日本21あいち計画」が示す栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康づくり、たばこ、アルコールなどの生活習慣の改善に向けた取組項目に対して、平成17年度に実施した「中間評価・見直し」、平成19年度に策定した「追補版」（医療制度改革に伴い“メタボリックシンドロームの概念”を取り入れた項目を追加）を踏まえ目標達成に向けた取組を推進します。

生活習慣病対策を総合的に推進するとともに、糖尿病、がん、循環器疾患、歯科疾患などに関する個別の課題にも取り組めます。

がん予防に関する知識やがんの早期発見（検診）の重要性を普及啓発していきます。

## 平成22年度までの目標

糖尿病対策として、自らの生活習慣の改善を促進するため、糖尿病予防の知識の普及を始め、「人」「情報」「環境」の整備を推進していきます。

特に、外食等の機会が増加傾向にあり、県民が安心してバランスのとれた食生活ができるよう提供販売する飲食物に栄養成分表示を行う施設や、健康づくりや食育の情報提供を行う施設の促進を図ります。

がん及び循環器疾患対策として、自らの生活習慣の改善を促進するため、県民に対しがん及び循環器疾患の正しい知識の普及啓発を実施します。

がん検診の受診率向上を図るため、がん検診の必要性についての啓発を進めます。特に若年女性の子宮頸がんの罹患率が急増しているため、若年女性に対する適切な知識の普及を進めます。また、受診率向上策に関する先進的な事例や効果を上げている事例を市町村に紹介し、受診率向上への取組を支援するとともに、企業との連携を含めた多様な取組を進めます。

こうした取組により、市町村や保険者等が実施する県民のがん検診について、「愛知県がん対策推進計画」に基づき、受診率50%を目指します。

併せて要精検者の精密検査受診率の向上など精度管理の向上を図ります。

歯科保健対策として保健所は、管内市町村に対して、フッ化物洗口の普及・啓発を行い、8020達成に向けて健康な歯を持つ子どもの増加を目指します。

また、フッ化物洗口を実施する小学校に対して、フッ化物洗口を実施することによるむし歯の減少効果について、その結果を確認しながら支援体制を継続していきます。

様々な疾病の危険因子であるたばこについて、「愛知県たばこ対策指針」に基づき喫煙の健康影響に関する知識の普及を図るとともに、公共の場所の分煙の推進及び若年者が喫煙習慣を身につけないよう防煙環境の整備を図ります。

## 主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成22年度までの目標	事業内容
食育推進協力店登録 〔平成19年度までは「外食栄養成分表示店の指定」〕	県	(平成19年度実績) 1,778件  (名古屋市、中核市を除く)	3,000件  (名古屋市、中核市を除く)	飲食物への栄養成分表示に加え、食育や健康に関する情報を提供する施設を登録し県民の健康づくりを推進する。
がん検診受診率  ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・肺がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診	市町村 保険者等	〔平成18年度市町村実績(名古屋市を除く)〕  19.6% 24.8% 35.7% 28.8% 29.3%	〔平成24年度までの目標〕  50%	スクリーニング検査を多数の無症状の者に実施し、がんを早期のうちに発見して治療し、進行がんやがん死亡への進展を防ぐ。
フッ化物を応用したむし歯予防の推進	県 市町村	(平成19年度末実績) フッ化物洗口実施小学校  260校	300校	フッ化物洗口が継続実施できるよう、基盤整備をする。

がん検診受診率の目標については、これまでの市町村(名古屋市を除く)を実施主体とした受診率から、「愛知県がん対策推進計画(平成20年3月策定)」において目標に定めた全ての実施主体(市町村、保険者等)が実施するがん検診受診率に変更した。

## 用語説明

### 【8020（ハチマル・ニイマル）運動】

生涯おいしくなんでも食べることができるように、80歳で自分の歯を20本保つことを目標とした歯の健康づくり運動。

### 【フッ化物洗口】

むし歯予防を目的としたフッ化物応用の手法の一つで、低濃度のフッ化物洗口溶液を用い、ブクブクうがいをする方法。保育所、幼稚園、学校など集団で行うのに適している。

### 【健康日本21あいち計画】

すべての県民が健康で生きがいをもって生活できる活力ある社会を実現するための健康づくり計画。

壮年期死亡の原因や健康寿命を短縮し、生活の質を低下させる生活習慣病や、その原因である生活習慣に関する分野について、県民や社会全体が2012年までに取り組むべき具体的な目標を提示している。

### 【メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）】

内臓脂肪型の肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常症を重複して発症している状態をいう。それぞれの診断値が大きく超えていなくても、重複度が高いと心筋梗塞や脳卒中になる可能性が高い。

### 【愛知県がん対策推進計画】

がん対策基本法に基づき、本県におけるがん医療の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に策定された計画。予防と治療と研究の各分野にわたるがん対策の先進県を目指すこと、県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制づくりを推進すること、がん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策を実施することを基本方針としている。

## ウ みんなで支える健康づくりの推進

### 現状・第3期実施計画の評価

あいち健康プラザにおいて、インターネットや電子メールなどを活用して、体系的な健康づくりの最新情報を提供しているとともに、蓄積されたデータを活用し、研究事業の推進や関係施設との交流や連携を図っています。

また、地域の健康づくり指導者との連携、生活習慣病改善を主眼においた医療機関との連携を推進しています。

平成13年度に「県民健康の日」(毎月第3日曜日)を制定し、記念イベントの開催及びあいち県民健康祭での広報活動を実施し普及に努めています。

健康づくり活動を推進するため、平成20年4月1日現在で10市町村において健康都市宣言が実施されています。

健康の道(ウォーキングコース)の整備の促進を図っています。

市町村保健行政栄養士の配置については、概ね目標値を達成していますが、未配置の市町村への配置を推進しています。

食生活改善推進員は、市町村で毎年500人程度養成されています。県では、指導者の資質の向上を図るために研修会を開催しています。

健康づくりリーダーの養成については、あいち健康プラザにおいて毎年度120人の定員で研修会を開催し、目標達成への取組を進めており、第3期実施計画のとおり順調に推進しています。

また、登録済の健康づくりリーダーに対しては、再教育研修を実施し資質の向上を図っています。

県民の継続的な健康づくり活動を支援するため、健康づくりに関する自主グループ活動の推進を図っています。

平成18年3月に発表した「健康長寿あいち宣言」に沿って、長生きして良かったと思えるあいちづくりをめざしています。

### 基本方針

健康づくりに関する知識やサービス等の情報が必要に応じて入手できるよう、あいち健康プラザを拠点として情報提供を実施します。

「健康は汗する人へのおくりもの」をスローガンとして、家族や地域ぐるみで健康づくりを実践する日となるよう、「県民健康の日」を普及するため、広報活動を行うとともに家庭や地域における健康づくりの推進を図ります。

健康づくり活動を推進するため、市町村における「健康都市宣言」の実施を奨励していきます。

健康づくりのために歩くことに適したコースを整備し、健康づくりの支援と歩くことの習慣化を図るため、引き続き健康の道の整備の推進を図っていきます。

市町村保健行政栄養士の配置の推進や、健康づくりリーダー・食生活改善推進員の養成、資質向上等を図ります。

産・学・行政の協働のもとで、県民の健やかな成長といきいきとした健康長寿の実現を目指します。

#### 平成 22 年度までの目標

生活の基盤である地域における健康づくり活動の推進に向けて、「県民健康の日」の普及により、健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、健康都市宣言の奨励、健康の道の整備と利用の促進を図ります。

地域において、食生活の改善等を通じて健康づくりを推進する食生活改善推進員等の養成を推進します。

毎年度の研修会の定員数の見直しを行ったり、参加しやすい研修会となるよう内容を検討し、健康づくりリーダーの養成をさらに推進するとともに、登録済の健康づくりリーダーに対しても再教育研修を実施するなどにより資質の向上を図ります。

「健康長寿あいち宣言」において設定した、身体面及びメンタル面の数値目標達成に向けた取り組みを行い、長生きしてよかったと思える健康長寿あいちづくりを進めます。

#### 主要施策・事業

項 目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事 業 内 容
健康の道（ウォーキングコース）の整備	市町村	（平成 19 年度実績） 52 市町村 （名古屋市を除く）	53 市町村 （名古屋市を除く）	日常生活で手軽にできる身体活動である「歩く」ことを奨励するため、「健康の道」の整備と利用促進を図る。
市町村保健行政栄養士の配置の推進	市町村	（平成 19 年度実績） 32 市町村 （名古屋市を除く）	34 市町村 （名古屋市を除く）	住民の健康づくり支援や生活習慣病予防における保健指導の充実を図るため未配置市町村への配置の推進を行う。
食生活改善推進員養成の推進	市町村	（平成 19 年度実績） 7,281 人 （名古屋市を除く）	9,000 人 （名古屋市を除く）	住民の健康づくりを図り食育を推進するため、食生活改善推進員の養成やその指導技術の向上を図る研修を行う。
健康づくりリーダー養成の推進	県	（平成 19 年度末実数） 1,635 人	2,000 人	県民の健康づくりに理解と関心のある者を広く募り、健康づくりの指導者を養成するとともに、その人材の有効活用を図るため人材登録を行う。

項 目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事 業 内 容
健康長寿あいち宣言の推進	県	(平成 19 年度) 健康長寿高齢者の割合:全国値との差 +2.9 ポイント 全国 80.5% 愛知 83.4%	全国値より 4 ポイント 上回る	「健康長寿あいち宣言」に沿って「健康長寿あいち」の実現を目指し、生活習慣病予防の先進的取り組みや健康づくりに関する情報発信・普及啓発等を実施する。
		(平成 19 年度) 週 4 日以上外出する人の割合:全国値との差 -0.8 ポイント 全国 59.7% 愛知 58.9%	全国平均まで上げる	

#### 用語説明

##### 【健康の道（ウォーキングコース）】

健康づくりのために歩くことに適したコースを整備し、効果的な歩き方やコースの距離、歩数、消費カロリーなどの情報を看板等により提供することにより、健康づくりの支援と歩くことの習慣化を図るための道。

##### 【食生活改善推進員】

市町村が実施する養成講習会を修了し、食生活面から健康づくりのボランティア活動を展開している者（愛称：ヘルスメイト）。

また、食生活改善推進員で構成される愛知県健康づくり食生活改善協議会が組織されており、個人的な活動のほか組織的な活動も行われている。

##### 【健康づくりリーダー】

県民の健康づくりに理解と関心があり、健康づくりの指導者として県が実施する養成研修会を受講、修了した者で、その人材の有効活用を図るための愛知県健康づくりリーダーバンクに登録した者（ボランティア）。

##### 【食育】

「食育」とは、一人一人に適した望ましい食生活を身につけ、自らの健康管理ができる能力を育てようとするもの。「食育」は体だけでなく、五感の働きを通して美味しいと感じる心や季節の移り変わりを感じる心、食べ物に対する感謝の心等、豊かな心を育てる。

また、家族や友人等とともに楽しく食事をすることを通して社会性を育てる。

## ( 2 ) 福祉のこころを育成する福祉学習の推進

### ア 福祉学習の推進と広報・啓発活動

#### 現状・第3期実施計画の評価

県社会福祉協議会では、小学生の社会福祉についての理解と関心を深めるための福祉読本の配布、障害者や高齢者との交流のほか、擬似体験や施設訪問により地域の福祉課題への関心を深めることを目的とする福祉実践教室への助成等を行っています。加えて児童・生徒の地域福祉への関心を高めるため、福祉体験作文コンクールやボランティア福祉体験学習などを実施しています。また、市町村社会福祉協議会では、地域の小中高等学校と連携して福祉学習への取組みを進めています。

児童・生徒に対する福祉教育については、学校での学習を中心としたものから、地域を含めた幅広いものに移行させるために、様々な福祉教育のプログラムの活用を進めています。

各種の福祉施策を紹介するガイドブックを引き続き作成するとともに、インターネットによる情報提供を行っています。

児童福祉週間の啓発行事や敬老行事、障害者週間の記念事業など様々なイベントを開催しています。

#### 基本方針

福祉学習を推進するため、生涯を通じ、年齢に応じた内容の福祉教育・学習の機会を提供していきます。

福祉学習に関する広報・啓発は、一人ひとりのライフステージに合わせて必要とする内容を提供していきます。

#### 平成22年度までの目標

各種の福祉施策を紹介するガイドブックを引き続き作成するとともに、インターネットによる情報提供を行っています。

すべての人々が福祉に関する正しい理解と認識を深めるため、敬老行事や障害者週間の記念事業など各種イベントを開催し、福祉活動に主体的に参加するきっかけを提供していきます。

## イ 学校教育における福祉教育の推進

### 現状・第3期実施計画の評価

小中学校においては、「総合的な学習の時間」の中で多くの学校が「福祉」をテーマにした内容に取り組んでいます。

思いやりの心に満ちた健全な児童生徒を育成するために、「心の教育推進活動強調月間」を定め、小中学校を中心に家庭・地域と連携して、地域ぐるみで様々な取組を行っています。具体的には、道徳授業の公開、道徳教育に関する討論集会・講演会、奉仕活動、リサイクル活動、勤労生産、福祉実践等の体験活動を実施しています。

高等学校の保育・介護体験の推進については、各学校が「総合的な学習の時間」や家庭科の授業等において積極的に取り組み、順調に進捗しています。

高等学校における教科「福祉」の充実については、平成17年度の10校（福祉科3校、生活福祉科2校、普通科福祉実践コース4校、総合学科福祉関係系列設置1校）に加え、平成19年度に総合学科福祉関係系列の1校を設置したことにより、第3期目標（11校）を達成しました。

なお、平成19年度及び平成20年度には、普通科福祉実践コース4校のうち各1校を総合学科に改編しました。

平成18年度に桃陵高等学校の敷地内に半田養護学校桃花校舎を併設し、両校の間で日常的な交流や体育祭、文化祭、合唱コンクールなどの学校行事、生徒会活動、部活動等の交流を実施しています。

### 基本方針

学校教育全体を通して、児童生徒の発達段階に即して、「福祉」について理解を深めていきます。

子育ての意義や家庭をもつことの重要性や介護・福祉などの少子・高齢社会の課題に対する認識を深めることができる実践活動を促進していきます。

### 平成22年度までの目標

「総合的な学習の時間」などを活用し、福祉関係者等と連携した体験的な学習機会の提供により、高齢者や障害者のために主体的に行動し、実践する態度を育成します。

高等学校においては、教科「福祉」「家庭」の指導を通じて社会福祉に関する理解を深めるとともに、保育・介護体験等を実施することにより、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成します。

ノーモライゼーションの理念の具現化を図るため、平成21年度に宝陵高等学校に豊川養護学校本宮校舎を併設します。

## 主要施策・事業

項 目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事 業 内 容
教科「福祉」の 充実	県	(平成 20 年度) 11 校 (福祉科 3 校 生活福祉科 2 校 普通科福祉実践コース 2 校 総合学科福祉関係系列設置 4 校)	12 校	社会福祉に関する知識と技術を総合的・体験的に修得させ、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

## 用語説明

### 【総合的な学習の時間】

教科の枠をこえて、具体的な課題や体験に即して調査や討論などにより、問題解決能力を育て、学び方やものの考え方を身に付けることなどをねらいとして、各学校において創意工夫を生かして行う学習活動。

### 【総合学科】

従来の普通科、専門学科という枠にとらわれず、学校が幅広く総合的に選択科目群を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択による学習ができる。

将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深め、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる学習を重視する。

教育課程が学年制ではなく単位制によって編成される。

科目「産業社会と人間」を 1 年次に履修し、様々な体験や討論を通して、自己の在り方生き方について認識を深め、将来の職業選択や職業生活に必要な能力・態度を育成する。

「産業社会と人間」及び専門教育に関する科目を 2.5 単位以上開設する。

### 【ノーマライゼーション】

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

### (3) ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーの推進

#### ア ハード面におけるバリアフリーの推進

##### 現状・第3期実施計画の評価

県では、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を制定し、不特定多数の人が利用する施設を設置する場合には、誰もがその施設を円滑に利用できるようなするための措置や整備計画の届出を義務づけるなど、バリアフリーの街づくりの推進を図っています。

平成20年3月現在、県内37市町村において人にやさしい街づくりの推進のための計画を策定し、人にやさしい街づくりの取組が行われています。

また、県内29市町において公共施設や道路などのバリアフリー化の重点的な整備を図るモデル地区整備事業を進めています。

交通バリアフリー法が平成12年11月に施行されたことに伴い、高齢者や障害者等が安全かつ円滑な移動や施設利用ができるよう、鉄道駅のエレベーターやトイレの設置等をはじめ、その周辺地区のバリアフリー化を重点的に進める施策が広く実施されつつあります。

主要な旅客施設81地区の周辺道路において、段差のない幅の広い歩道を整備し、全ての人にとって、安心して安全な生活ができるよう、歩道のバリアフリー化を重点的に進めています。

最近建設される住宅については、高齢者や障害者等に配慮した設備や仕様を有するものも増えてきてはいるものの、住宅ストック全体としては、バリアフリーへの対応はまだまだ不十分な状況にあります。

県は、「長寿社会対応住宅設計指針」に基づく、高齢者や障害者等にやさしい住宅の技術的な指針を分かりやすくしたパンフレットを作成・配布し、普及に努めています。

高齢者の居住支援のためのリフォームの普及啓発を行っています。

「愛知県高齢者向け公共賃貸住宅整備計画」に基づき、県営住宅をはじめ市町村営住宅、公社・都市機構住宅のすべての公共賃貸住宅は、身体機能の低下等に配慮した長寿社会対応仕様で建設をしています。

また、既設の公共賃貸住宅についても、高齢者向けの改善を進めています（県営住宅の改善平成19年度までに7,568戸、平成20年度720戸予定）。

公営住宅における高齢者の自立した生活を支援するため、緊急通報装置の設置と生活援助員を配備した、シルバーハウジング・プロジェクトに沿って整備を進めています（シルバーハウジングの供給平成19年度までに1,193戸、平成20年度15戸予定）。

高齢者世帯等の居住安定を確保するため、公共賃貸住宅における高齢者世帯等の優先入居を実施しています。

民間の賃貸住宅について、バリアフリー化がなされ、緊急通報装置等により安否確認サービスを提供できる高齢者向け賃貸住宅の供給を推進しています（平成19年度までに467戸、平成20年度末477戸予定）。

高齢者向け公共賃貸住宅の整備に当たっては、必要に応じ、団地内にデイサービスセンターなどの福祉施設を併設するなど、市町村の福祉サービスとの連携に努めています（8か所の県営住宅団地で実施）。

県営住宅では、高齢者世帯等の小規模世帯向け住宅や、老人同居・大家族向け住宅を一般世帯向け住宅と混合供給しています。

また、既存の県営住宅について、高齢者の身体機能の低下等に配慮した床の段差解消等の住戸改善や、エレベーター設置の共用部改善を行っています。

#### 基本方針

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づいて、市町村との連携を強化し、継続して人にやさしい街づくりの推進を図っていきます。

条例の改正により、整備対象となる施設が拡大され、整備基準が拡充されたことを踏まえ、不特定多数の人が利用する施設等のバリアフリー化をより一層進めていきます。

高齢者や障害者等が安全かつ円滑な移動や施設利用ができるよう、継続して鉄道駅のエレベーターやトイレの設置、駅前広場等のバリアフリー化の推進を図っていきます。

段差のない幅の広い歩道を整備し、すべての人にとって、安心して安全な生活ができるよう、バリアフリーの歩行空間を整備していきます。

高齢者の居住支援のため、高齢者向けの公的賃貸住宅の供給に努めるとともに住宅のリフォームの普及啓発、各種制度紹介、助成を行っています。

「あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015 愛知県住生活基本計画」に基づき、高齢者等が安心して生活できるよう居住基盤の整備等を推進していきます。

生活援助員による福祉サービスが受けられる公営住宅であるシルバーハウジングについて、市町村とともに一層の推進を図っていきます。

大量に存在する既存の公的賃貸住宅についても改修等を行うことにより、今後増加が見込まれる高齢者のために、安全で快適に住み続けることができるよう、住みやすい良質な住宅の整備を図っていきます。

公共賃貸住宅入居募集時における高齢者向け優先入居を引き続き実施していきます。

民間の土地所有者等が整備する高齢者向けの賃貸住宅に整備費の一部を補助する制度を引き続き実施します。

デイサービスセンターなどの福祉施設等の併設について、市町村の福祉部局へ設置の働きかけを行っています。

#### 平成22年度までの目標

新設される施設はもちろん、地域住民の生活に密着した既設の公共施設をはじめとした地域のニーズにあった個々のバリアフリー化の整備を誘導、推進します。

高齢者、障害者等が日常よく利用する建築物、道路、公園、公共交通機関が一体となったバリアフリー化を引き続き促進します。

高齢者や障害者等が安全かつ円滑な移動や施設利用ができるよう、鉄道駅のエレベーターやトイレの設置、駅前広場等のバリアフリー化を行う事業者へ補助する市町村に対して引き続き補助を行い、鉄道駅舎エレベーター等の整備の推進を図っていきます。

主要な旅客施設周辺の道路に加え、主要な生活関連施設を結ぶ道路においても、バリアフリーの歩行空間を整備していきます。

高齢者や障害者向け住宅リフォームに対する支援を推進します。

シルバーハウジングなど、高齢者の入居に適した公共賃貸住宅の整備を進めるとともに、既存の公共賃貸住宅における高齢者向けの住宅改善を進めます。

公共賃貸住宅の入居に当たっては、優遇方式の導入など、高齢者の居住の安定を確保するための取扱いに努めます。

民間の賃貸住宅について、バリアフリー化がなされ、緊急通報装置等により安否確認サービスを提供できる高齢者向け賃貸住宅の供給を推進しています。

デイサービスセンターなどの福祉施設等を併設するなど、福祉施策と連携した公共賃貸住宅団地の整備を図ります。

高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度やあんしん賃貸支援事業により、高齢者や障害者等に対する民間賃貸住宅の情報提供体制の整備を図ります。

#### 主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事 業 内 容
「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の基準に適合する施設の増進	県 市町村 事業者	(平成 20 年 3 月 31 日現在) 適合証交付 年間 504 件	適合証交付 年間 750 件	誰でも円滑に利用できる施設が増えるように指導を実施し、条例の基準に合致する施設には適合証を交付する。
鉄道駅舎エレベーター等整備の推進	事業者	(平成 20 年 3 月 31 日現在) 139 駅	148 駅	乗降客数の多い鉄道駅舎へのエレベーター等の設置を推進する。
高齢者の入居に適した公共賃貸住宅の整備	県 市町村	シルバーハウジングの供給 平成 19 年度までに 1,193 戸 平成 20 年度 15 戸	1,253 戸	シルバーハウジングやコレクティブ住宅など、緊急通報システムや共同空間等が設置された公共賃貸住宅を整備する。

## 用語説明

### 【バリアフリー】

高齢者、障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もともと住宅建設用語で登場し、段差等障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者等の社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられる。

### 【交通バリアフリー法】

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。

高齢者、身体障害者等が電車やバス等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者等によるエスカレーターの設置や低床バスの導入などのバリアフリー化を推進するなどの措置を求めた法律。

なお、平成18年に、デパートやホテルなど、不特定多数の者が利用する公共的な性格の建築主に対して、高齢者や障害者等が出入口、廊下、階段、便所などを円滑に利用できるようにするための措置を規定したハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）と統合・拡充され、バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）とされた。

### 【シルバーハウジング・プロジェクト】

加齢等による身体機能低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活が営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。

このため、シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行っている。

また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅についても、生活援助員による生活支援サービスに対して助成などが行われている。

### 【あいち住まい・まちづくりマスタープラン2015 - 愛知県住生活基本計画 - 】

2006年度から2015年度までの10年間の県内における住まい・まちづくりを、経済社会の変化等に適切に対応しつつ、総合的かつ計画的に進めるための基本計画。

このマスタープランは、県におけるこれからの住まい・まちづくりのあるべき姿、目標を示し、県民・事業者と共有するとともに、その実現に向けて県が取り組むべき施策の方法を明らかにし、あわせて、県内の市町村が取り組むべき施策の指針とすることを目的としている。

### 【高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度】

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅として、賃貸住宅の貸主が都道府県知事または都道府県の指定登録機関に登録する制度をいう。

### 【あんしん賃貸支援事業】

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとして都道府県に登録された民間賃貸住宅。あんしん賃貸住宅に関する情報提供や様々な居住支援サービスの提供を促すことにより高齢者等の入居をサポートする事業

### 【適合証】

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の基準に適合している施設に対して交付されるプレート又はシール。

## イ ソフト面におけるバリアフリーの推進

### 現状・第3期実施計画の評価

平成17年度に策定した「アクセシビリティの向上に向けたホームページ作成ガイドライン」に基づき、平成18、19、20年度にあいち電子自治体推進協議会構成団体全てを対象とした対応調査を実施したことにより、アクセシビリティ対応の必要性について十分な認識と周知が図られております。

高齢者や障害者等が安全・円滑に移動できるよう、携帯機器を通じてバリアフリー情報や経路情報などを提供したり、交差点で青信号の点灯時間を延長したりする歩行者ITSの導入が関係機関において進められています。

上肢に障害を持った人の機能回復訓練のために、理学療法士が行うリハビリテーションの動作(患者に加える力と軌道)を計測し、ロボットでその動作を障害者に繰り返し再現することにより、理学療法士に代わり機能回復訓練を実現するリハビリ支援ロボットを開発しています。

平成7年度より人にやさしい街づくりの担い手となる人材を育成するため、「人にやさしい街づくり連続講座」を実施し、平成20年3月現在、この講座修了生の中から合計858名が「人にやさしい街づくりアドバイザー」として登録していただいております。

### 基本方針

高齢者や障害者等が安心して快適に移動できるまちづくりの手段の一つとして、ITSの導入の実現を目指します。

「愛知県科学技術推進大綱」において、「健康・医療・福祉」科学技術研究の戦略的振興を重点推進項目にあげていることから、県産業技術研究所においても、福祉機器等の技術開発を進めていきます。

市町村等が実施する人にやさしい街づくり事業等に対して地域で適切な助言等ができる人材の育成や、地域セミナーなどによる県民の学習機会の提供により、コンセンサスの形成を図っていきます。

### 平成22年度までの目標

産・学・行政が一体となった「愛知県ITS推進協議会」を中心に、引き続き、ITSの普及・啓発や関係機関によるITSの導入促進を行います。

福祉生活支援ロボットの試作・機能検証などの研究開発を推進していきます。

人にやさしい街づくりアドバイザーの養成など、人にやさしい街づくりに関する教育、広報活動を引き続き推進します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事 業 内 容
人にやさしい街づくりアドバイザー養成の増進	県 市町村	(平成 20 年 3 月 31 日現在) 858 名 (登録累計)	960 名 (登録累計)	連続講座を開催し、 アドバイザーとして 人にやさしい街づく りの担い手となる人 材を養成する。

用語説明

【ITS ( Intelligent Transport Systems ): 高度道路交通システム】

最先端の情報通信技術等を活用して、人とクルマと道路をネットワーク化することにより、事故や渋滞などの交通問題や、大気汚染や騒音などの環境問題の解決を図るもの。

ナビゲーションシステムの高度化や有料道路等の自動料金支払いシステム ( ETC )、安全運転の支援、公共交通の支援、歩行者等の支援など幅広い分野での活用が期待されている。

## ウ こころのバリアフリーの推進

### 現状・第3期実施計画の評価

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させ「完全参加と平等」の目標を実現し、障害のある人に対する県民一人ひとりの理解と認識を深めるため、「障害者週間（12月3日から12月9日まで）」などの啓発に努めています。

「こころの健康フェスティバル」を地域ごとに開催し、県民の幅広い層に対し精神障害者に対する理解の促進や、こころの健康の重要性を啓発しています。

平成19年度から、地域に密着した活動を行っているNPOと県が協働して、障害のある人に対する差別、偏見の解消に資する「心のバリアフリー推進事業」を実施しています。

同和問題に関する意識調査結果では、依然として結婚や就職に際しての差別の問題が見受けられることから、同和問題に対する偏見や差別意識の解消に向け啓発を推進しています。

エイズ患者・HIV感染者は依然として増加しています。  
加えて、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別も根強く残っています。

ハンセン病については、平成13年5月の熊本地裁での国家賠償訴訟判決以降、一層の偏見・差別の解消に努めていますが、平成19年に実施した人権に関する県民意識調査においても「怖い病気」といった誤解があるとの結果になっており、一般社会には未だ理解不足と根強い偏見・差別が存在しています。

### 基本方針

障害のある人となない人のこころの壁の解消に努めます。

人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会の実現を目指して「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、あらゆる場において人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組みます。

HIV感染予防啓発を引き続き推進するとともに、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に努めます。

引き続き、ハンセン病に対する偏見・差別の解消に努めます。

### 平成22年度までの目標

「障害者週間」の啓発や福祉学習の推進を図り、広く福祉のこころの醸成に努め、障害のある人に対するこころの壁の解消を図ります。

「こころの健康フェスティバル」を市町村並びに関係者と協力し開催します。

地域に密着した活動を行っているNPOと県が協働して、「心のバリアフリー推進事業」を県内各地域で実施します。

同和問題については、人権問題の重要な柱のひとつとして位置づけ、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権教育・啓発の全庁的な取組を推進していきます。

広く県民に対してエイズに関する正しい知識の普及を図ることによって、H I V感染予防とエイズ患者・H I V感染者に対する偏見や差別の解消を推進します。

広く県民に対してあらゆる機会を通して、ハンセン病の正しい知識の普及啓発を行います。また、ハンセン病療養所入所者と交流を図るなど偏見差別を解消し、社会復帰を支援します。

#### 用語説明

##### 【こころの健康フェスティバル】

保健所が主唱し、地域関係者と一体になって精神保健福祉思想やノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るために実施している催し。

##### 【心のバリアフリー推進事業】

障害のある人に対する差別、偏見をなくし、障害のある人の地域生活への移行の促進を図ることを目的として、地域住民と障害のある人が共に参加できる事業を、地域に密着した活動を行っているN P が企画し、実施する。

##### 【H I V感染者】

H I V ( Human Immunodeficiency Virus ) に感染しているが、ニューモシスチス肺炎、カンジダ症、トキソプラズマ脳症などエイズ ( 後天性免疫不全症候群 A I D S、Acquired Immunodeficiency Syndrome ) 診断指標疾患の発症には至っていない者。

##### 【ハンセン病】

らい菌による感染症。

らい菌は、1873年(明治6年)にノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンによって発見され、ハンセン病はこの発見者にちなみ名付けられた。

皮膚や抹消神経がおかされる病気であるが、感染力は非常に弱く、成人の場合ほとんど感染することはない。